

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針 —3密を避け、新しい生活様式に従う—

適用日：令和3年8月14日から レベルは【3】です

(令和2年6月19日制定/令和2年9月1日一部改定/令和2年12月10日一部改定/
令和3年1月20日一部改定/令和3年5月24日一部改定)

■常葉大学・短大部におけるレベルの目安

レベル	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の正課外活動(クラブ・サークル、学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催する学生の海外研修	教職員の勤務(特に記していないものは教職員共通)
【0】 通常	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり
【1】 感染休止期 県内で新規感染者の発生が1カ月程度認められない	◆感染防止に配慮し通常どおり	◆感染防止に配慮し通常どおり ◆遠隔授業も併用	◆感染防止に配慮し通常どおり	◆感染防止に配慮し通常どおり ◆試合・演奏会・合宿等は学生部へ届け出て許可を得る	◆感染防止に配慮し通常どおり	◆国及び県の要請に従う	◆外務省が定める感染症危険レベル1を除き不可	◆感染防止に配慮し、通常勤務 ◆事務職員：時差出勤やローテーション勤務を推奨
【2-1】 感染限定期 ◆県内で新規感染者の発生があるが、少数に限定されている ◆感染場所や感染理由などが限定されている	◆学生：感染防止に最大限配慮したうえで可 ◆教員：感染防止に最大限配慮したうえで通常どおり ◆事業者・学外者：感染防止に最大限配慮したうえで可。ただし、3密回避のために一部制限あり	◆感染防止対策を強化したうえで対面授業および学生指導可 ◆遠隔授業も併用	◆遠隔あるいはメール会議を推奨。 ◆感染防止に最大限配慮したうえで短時間の対面会議も可	◆感染防止に最大限配慮したうえで可 ◆合宿は原則中止又は延期 ◆公式試合や学外活動を行う場合は各キャンパス学生課へ相談	◆感染防止に最大限配慮したうえで可 ◆3密回避のために一部制限あり ◆学外貸し出し一部制限あり	◆緊急事態宣言地区への不要不急の往来は原則不可 ◆上記以外の地域への往来は国及び県の要請に従う	◆外務省が定める感染症危険レベル1を除き不可	◆感染防止に最大限留意したうえで通常勤務 ◆教育職員：緊急事態宣言発令中地区から通勤している場合は可能な限り自宅勤務。出勤が不可欠な場合には自家用車等を利用 ◆事務職員：時差通勤やローテーション勤務を積極的に推奨
【2-2】 感染拡大期(前期) ◆県内で新規感染者の発生が増加傾向 ◆県内移動に関する不要不急の外出自粛などの行動制限は出されていない ◆一部地域で緊急事態宣言発令中								
【3】 感染拡大期(後期) ◆県内及び近隣の都県で新規感染者の発生が増加傾向 ◆県内移動に関する不要不急の外出自粛などの行動制限が出されている ◆県内にまん延防止措置	◆学生：対面授業など大学が認めた活動以外は原則不可 ◆教員：原則不可。ただし、教育・研究・業務上必要な場合を除く ◆事業者：原則不可。ただし、大学運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆感染防止対策を最大限強化したうえで対面授業可。遠隔授業も併用 ◆対面での学生指導について学内は自粛。学外は禁止	◆遠隔あるいはメール会議を推奨 ◆対面会議が必要不可欠な場合のみ短時間で可	◆対面での活動は原則不可 ◆強化クラブは各連盟・協会等の方針に合わせる。各キャンパス学生課へ相談	◆予約制とし人数・時間を制限 ◆学外貸し出し原則不可	◆緊急事態宣言地区への往来は原則不可 ◆上記以外の地域への往来は国及び県の要請に従う	◆不可	◆教育職員：在宅勤務や休暇取得を推奨 ◆事務職員：出勤する場合も可能な限り自家用車等による通勤推奨。時差出勤やローテーション勤務を積極的に推奨
【4】 感染蔓延期 ◆全国的に新規感染者の発生が増加傾向 ◆県内で感染経路が特定できないケースやクラスターが増加 ◆県内に緊急事態宣言発令中	◆学生：原則不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合のみ可 ◆事業者：原則不可。ただし、大学運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は原則不可。遠隔授業とする ◆対面での学生指導は学内外とも禁止	◆対面会議は不可。遠隔あるいはメール会議とする(対策本部の会議も可能な限り遠隔あるいはメール会議とする)	◆対面での活動全面不可	◆不可	◆原則として不可	◆不可	◆教育職員：在宅勤務とし、副学長から許可を得た場合のみ学内勤務可 ◆休暇取得推奨 ◆事務職員：在宅勤務や休暇取得を推奨 ◆出勤する場合も可能な限り自家用車等による通勤推奨 ◆時差出勤やローテーション勤務の徹底 ◆休暇・在宅勤務・時差出勤等を組合せ、出勤者を5割から7割減らす
【5】 感染過大蔓延期 ◆新規感染者の発生が過大である状況 ◆県が特定警戒区域に指定された状況	◆学生：不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合のみ可(生物の世話、サーバー保持など、大学機能の維持に不可欠な業務) ◆事業者：不可。ただし、大学運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は不可。遠隔授業とする ◆対面での学生指導は学内外とも禁止	◆対面会議は不可。遠隔あるいはメール会議とする(対策本部の会議も原則として遠隔あるいはメール会議とする)	◆対面での活動全面不可	◆不可	◆不可	◆不可	◆すべての教職員は休暇取得 ◆在宅勤務等で入構禁止措置 ◆安全確保・研究継続に必要な資産等(生物・精密機器等)維持のための最低限の出勤のみ、副学長から許可を得たうえで短時間の学内勤務可

■学内でクラスターが発生した場合、大学関係者に感染者が発生し学内での行動履歴が特定できない場合は、以下のとおり対応(キャンパス単位)

対 応	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の正課外活動(クラブ・サークル、学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催する学生の海外研修
◆保健所の指示に従う	◆すべて入構不可	◆対面授業は不可。遠隔授業とする。対面での学生指導は学内外とも禁止	◆すべての会議において遠隔あるいはメール会議とする	◆全面不可	◆不可	◆不可	◆不可

■大学関係者に感染者が発生したが、学内での行動履歴が特定できた場合は、以下のとおり対応(キャンパス単位)

対 応	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の正課外活動(クラブ・サークル、学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催する学生の海外研修
◆保健所の指示に従う	◆同左	◆同左	◆同左	◆同左	◆同左	◆同左	◆同左

*入試及び学生募集に係る重要な業務については、学長に相談。

*本指針は令和3年5月18日現在のものであり、今後の国や県の方針、また本学を取り巻く状況に応じて変更する場合がある。